公告

福島復興再生特別措置法（平成２４年法律第２５号）第１７条の２５第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和８年１０月３０日

福島県知事　　内　　堀　　雅　　雄

１　農用地利用集積等促進計画（令和８年度第２０号～第２１号）の内容
別紙のとおり。

計画	利用権を設定する土地の所在市町村	利用権を設定する者の数	利用権の設定を受ける者の数	利用権を設定する土地
20	南相馬市	5　者	2　者	福島県南相馬市原町区江井字大北207　ほか　4　筆
21	浪江町	4　者	5　者	福島県双葉郡浪江町大字小野田字小野田151　ほか　26　筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。